

平成13年 第2回沼田町議会定例会 会議録 (2日目)

平成13年 6月22日 (金)

午前10時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
11 番	谷 口 清 治	議 員	12 番	吉 田 俊 一	議 員	
13 番	絵 内 勝 己	議 員	14 番	杉 本 邦 雄	議 員	

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監査委員	岩 寺 一 之 君
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 会 長	小 西 義 光 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠 田 繁 彦 君	次 長	江 田 哲 郎 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 子 幸 保 君	議事係長	浅 野 信 行 君
------	-----------	------	-----------

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）おはようございます。ただ今定足数に達しておりますので、これより 2 日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、3 番室田議員、14 番杉本議員を指名致します。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第 2、認定第 1 号 平成 12 年度北空知地区視聴覚教育協議会の歳入歳出決算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育次長（江田哲郎次長）認定第 1 号 平成 12 年度北空知地区視聴覚教育協議会の歳入歳出決算について。平成 12 年度北空知地区視聴覚教育協議会の歳入歳出決算を監査委員の意見書を付して報告し、認定を求める。

平成 13 年 6 月 21 日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、意見書外、状況一覧表等を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。認定第 1 号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 3、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第４号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成１３年６月２１日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、専決処分書及び平成１２年度沼田町一般会計補正予算専決第３号を朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。７番。

○７番（橋場 守議員）凄く金があまっているんですね。余ったったらおかしいけれど、使い切れなかったのかというような感じがするんです。それで、たとえば、１３頁１４頁の中で町債が、３,８００まあ遣り繰りして３,８７０万増やしているんです。実際には積立金や何かでどんどん出していると、これは起債をした方が補助、例えば７割国から補填されるとかそういう事があるので、金はあるんだけど借金して工事やったほうが良いという事なんだろうと思うんだけど、その補助のある起債によっては補助というよりも補填があるよという工事を、いや私の所で今金があるのでそれでやりますからと言って、補助率をうんと増やしてもらえるような、起債やった分補填してもらふ部分を補助としてもらえるような事にしたら、随分借金しないで済む訳ですから、有利になるんじゃないかなと思うんだけどそういう当りはどうなんですか。

それと、２億なんぼと言ったんですか、３億と言ったんですか金が総体として、遣り繰りして積立金も基金積立に１億、１億というような大きく金を積み立てている訳なんですけども、その他に繰入金として予定してたやつを戻したりなんかして、相当まあ十分なお金があったんだなあと思うんです。勿論将来のためには、使わなきゃならんだろうけれどもですね、こうやってみると、今年分ですね７月から水道、下水道料金を値上げしなくても十分やっていけるんじゃないかなというような感じも受けるんですけれども、如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）決算の歳計剰余で３億４千万と、こういう金額が出た訳ではありますが、いずれに致しましても基金の繰り入れの決算がまだ１億４千万程度決算として出てくるという中でありますと、まあそう大きな剰余を作った形では無いと、そんなふうに感じてございます。

その他、一般財源の収入として、いわゆる特別交付税というのが年度末ぎりぎりで決定されてくると、その中では１２年度については全国的に災害が多くて、当然特交というものはその災害の方へ振り向けられるという事から、ある程度歳入を押さえてみたという部分がございます。その部分の跳ね返りとして若干歳入増に繋がっ

たのかなというふうな思いを致してございます。

それから、起債等の発行の関係であります、基本的に起債を発行するのは、この額にしてほしいという町の意向は働かないという事なんです。ですから、起債は十分に財源がありつつも起債の事業を起こした時に、単純にその充当率であてがわれて来るという事から、内の方では例えば50%で良いです。こういった状況には無いと、申請止めという訳ですけども、この申請止めが出来ないというのが今の起債制度でございます。

ですから決して、無意味に起債を起こしたりしている訳ではないのですけれども、充当率の関係で結果的に増えてくるという事でございます。

それから、交付税との補填の関係でありますけれども、起債を起こさないで補助金の方でと言いましたか、現行上はちょっと無理なのかなというふうな考えを致してございます。

それから、基金の造成につきましては、ある程度潤沢な基金を造成をしてございます。今後、財政運営の考え方と致しましては、今後の構造改革等の中では非常に先行き不透明という中で、ある程度の大型事業も抱えているという事では、ある一定の部分についての積み立ては必要なのかなというような思いがありまして、その中でもいわゆる減債の部分、借金を減らす部分とそれから事業に充てる部分と、この2面制をもった基金の造成を今回行った訳でございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第51号 沼田町養護老人ホーム改築基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第51号 沼田町養護老人ホーム改築基金条例について。沼田町養護老人ホーム改築基金条例を別紙のとおり提出する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、条例及び改正内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第52号 沼田町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第52号 沼田町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例について。沼田町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、条例及び改正内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第53号 沼田町と富山県小矢部市との姉妹都市提携についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第53号沼田町と富山県小矢部市との姉妹都市提携についてでございます。この提案理由でございますけれども、既に昨日一般行政報告書で、町長から述べたとおりでございますので割愛させて頂きたいと思っております。

沼田町と富山県小矢部市とは、次により姉妹都市提携を行うものとする。本町の開基80周年を契機に始まった小矢部市との友好関係を更に深めながら永遠のものにするとともに、両自治体の一層の発展を念願し、ここに姉妹都市提携を行う。

平成13年6月21日提出、どうかよろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第54号 平成13年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第54号平成13年度沼田町一般会計補正予算について。平成13年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成13年度沼田町一般会計補正予算第2号について説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（横山忠男議員）9番、横山です。除雪センターの屋根の件でございますけれども、3月だったか2月だったかの時に私、総務課長だったかなと思っておりますけれども、あれはどうなって、どういうふうになるんだと言う事でご質問したかと思っておりますけれども、あの時点では保険で直るからまあまあ良いんだというようなお話であったように思っております。今、この補正予算をみると80万一般財源から出すん

だというような事で、非常にちょっとした怠慢で、こういうふうな事になるという事は非常に遺憾に思っておりますし、何人かの町民からも非常にどうなっているのだという事で、私も大変お叱りを受けた事がございますので、その辺こう町長どういふふうに思っているのかなという事でひとつお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）議員さんおっしゃるとおりです。当初私も、ほぼ全額歳入見込めるといふようなお話で、それであれば止む負えんのかなと思っておりましたけど、実質的には保険がありまして、打ち切りということだという事で聞いております。

しかも議会でご質問ありましたとおり、町の除雪センターという所がですね、除雪を怠って屋根を潰したという、本当に私どもとしても言葉の言いようが無いぐらい思っている訳でありますけども、そういう事も住民の皆さんから見ると役場の職員が怠慢でないと言われるのも、勿論これはもう私どもとしても率直に受け止めて、こういう事故が二度とないように職員に徹底させていきたいというふうに思いますが、全額そういうような補填が無いということであれば、当然職員のそういう職務に対する何らかの事も考えていかなきゃならないのかなと、この補正予算を査定する時にそう思っておりますので、なんらかの方法で注意を促す事をやっていかなきゃならない。そんなふうに思っております。

勿論その最高責任者といいますか、責任者の私としても十分やはり今後そのような事の無いように申し上げましたように職員を指揮監督しながら、町民の皆さんから誤解を招く事のないような十分な体制をつくって今後臨んでいきたい。そんなふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。2番。

○2番（野 道夫議員）今の横山議員の方から、この除雪センターの屋根の改修の関係なんですけど、私今の課長の方から説明を受けた時に、たんたんとした説明中身だけで、この260万そして一般財源が80万。80万だけでなく80万に掛け金がある訳ですから、80万円になんぼの掛け金があつてこういうような事という事と、こういう公共施設の管理体制というものがどういう事になっていたのだと、これについてこのような不注意でこういう事になったんだという事であれば、私は横山議員の方からも質問は無く、町長からこういう答弁無くてもよかったんだのかなという感じがするんですよ。

だからもう少し、普通の増減の補正であれば良いんですけれども、こういった不祥事の補正とかについては内容はやはり課長が、きちっと説明をしなかったら駄目です。中身的な説明の中身について、たんたんとした説明せば良いっていうのも

んじやなく、中身についてはやはり強く説明のするものと、非常にこういったもので管理体制が悪かったんだというような事も課長の中でやはり、説明する時には私は今後説明をして頂きたい。こういうふうに感じますけれども、如何ですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のとおり、若干説明不足だった。そんなふうに思っております。今後そういう今、野議員の方からご指摘のあったような件につきましては、出来るだけ詳細にご説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）ほかに、はい8番。

○8番（大沼恒雄議員）ほたるの街灯の関係の修繕料が130万ほど出ているんです。何かこれ見てると、何かかにか毎回毎回出てくるんですが、これは今回何処らへんを修繕していくのかというのが1点。

それからちょっとお聞きして、僕の勘違いかもしれないんですけど、和風園の特定財源を持つのに先程13億くらいという話が事業費としてあったんですが、今みると4億程原資の方から、振興基金の方から振り替えっていくと、今後これ13億円まで積み立てていくのか、それとも4億の今の積み立て金をうまく転がして、そっちの方に充当していくのか、その辺ちょっと分からないので教えて下さい。

それと、もう1点僕勘違いでないと思うんですけど、神技術長、課長職になられたと思うんですけども、今回6月の定例で課長職になって今日定例に出てくるのかなと実は思っていたんですけども、出てこられないと、その辺何か支障があるのかないのか形から言えば課長職という職になったら、もう定例会の方に出てきて戴ければなと思うんですけども、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）ほたる街灯の関係で補正を計上させて戴いておりますが、ご存知のように豪雪等によりまして照明施設が大分被害を受けました。それで、調査致しました結果ですね、グローブの割れた関係あるいは雪害によりまして、頭部の熱で雪が溶けて水滴が支柱の中に入っていくと、それを調べましたら支柱の頭部の金具が錆びがきてたり、あるいは頭に付いている金具なんですけど、そんな関係を調査致しまして漏水を防がないと中の安定器とか点滅機ですね。これが非常に絶縁現象を起こしたり、そういう事が分かりましたので当初予算を先食いして、修繕致しましたがこれから予定される分も含めまして今回補正をさせて戴きました。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）和風園の関係につきましては、これからまた基金を増額して10数億を積み立てるんでなくて、このままさっき課長の方から説明ありましたように借金を増やすという事になると、後々の負担が大変になりますので、その借金の償還分を減らしたいという事で、4億の基金を現在積んでいる。そういう状況

でありますのでご理解戴きたいと思います。

それと技術長の関係につきましては、これは従来からもあったんですけども、建設課の技術長という特別なあれは、管理職の範囲の中でも課長職の中に入っているんですね8級の位置付けの中に。しかしながら、系列としては課長職ではあるけども、建設課長の指揮下に入っているという組織上のあれになっておりますので、こういう議会の中で、特に技術長に質問を求める場合限ってはそれは出席は出来ますけども、通常の場合はそういうような事がなされないだろうと。

これは前にもあった、農産加工場もそういう傾向が一時あったんですね、加工場の工場長が課長職になって当時は産業課ですけども、産業課長の指揮下にあって議会には出席していない。そういうのが、これからそういうケースとして出てくるんでないかと思うのですけども、議会の答弁側としては必要があれば出席はしますけども、現状の中は課長の〜〜で〜〜させて頂きたいそんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）そうすると、ほたるの街灯の話なんですけども、中身分かったんですけども、そうすると又ね錆びてきていますよね、あちこちね、それが又以外に修繕料がかかっていくという事になっていくんですよね。それでね、抜本的にこれ見直せと言ってもこれどうにもならないのだろうけど、何かこう塗装剥げないとか、さっき言ったように水が入らない様に何かもうちょっと、どうせお金かけるんだったら、何かきちっとしたものを考えて頂きたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それと町長分かりました。ただ、単純に不思議に思ったんですけども、課長職という皆さんと同じ給料を貰っている訳ですよ、そうすると僕等から言わせると課長だしひとつの職に付いて責任があるんだし、1課制を引いているものと違ってね、来て頂いて一緒にやって戴いたらより町民のためになるのかなと思ってんで、今まあ建設課長もいらっしゃる。その指揮下ですよという事はよく分かりましたけども、何か方向的にはどうなのかなと、ご一考して戴ければなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。意見ですか、はい7番。

○7番（橋場 守議員）7番。私これに賛成できない立場にありますので、一言意見を付け加えておきたいと思います。上下水道両方合わせまして、値上げ分で両方合わせて約1,200万ちょっとなんです。ところが前年度からの繰越金が、3,900

万ばかり増やしている訳です。実際には、基金積立の部分をその分、1,200 万ちょっとですね、基金積立を前年度の分で減らせばここに幾らでも持って来れるような、そういう状況だと、で 12 年度でそんだけの分を、今年度に繰り越しても殆どなんの影響も無い訳です。そういう意味からいうと、やはり下水道料は、勿論独居老人だとか高齢者の人達の分の使用トン数を 10 トンから 6 トンに減らしたという事では、大変良い事をしてくれたんですけれども、これくらいの額であれば今の財政状況ではやっていけると、住民に負担をさせなくても十分やっていけるというふうに私は判断しますので、ここで繰入金を上水道に対する繰り出し金を引っ込めたというのは正しくないという立場から、一応反対を致します。この分で。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 54 号は、原案のとおり決することに、賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 多 数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

ここで、休憩を致します。

1 1 時 0 2 分 休憩

1 5 時 0 7 分 再会

岩寺監査委員 欠席

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第 8、議案第 55 号 平成 13 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（半田昭雄園長）議案第 55 号 平成 13 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成 13 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成 13 年 6 月 21 日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第 1 号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第56号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（野原耕次園長）議案第56号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第1号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第57号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第57号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第1号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第58号 平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第58号 平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第1号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）国民健康保険の方で、12頁に介護納付金であったよね、これは介護保険とは全く関係無いのかどうか、ちょっと戻ってしまうけれども。介護納付金というのが、こっちの方に何か出て来るのかなと思って見てたら、何も入ってこないののでどういう関係になっているのか。

○議長（吉田好宏議長）健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）私どもの介護保険特別会計はですね、それぞれ国からの給付費20%、それから1号被保険者の保険料という事で17%。その他に支払い基金交付金ということで2号被保険者の分の33%。後は道の12.5%、それから町の12.5%その中での運営になっておりますので、その2号被保険者の関係がそういう中での制度でやっておりまして、実際に私の方で1,300万ほどの剰余金が

出ておりますが、それぞれ国、道、それから今言いました支払い基金交付金等につきましては、それぞれ概算払いで入ってきている訳ですね。それでこの度精算によりまして、先程説明省略になりましたが歳出の部で積み立て金とそれから介護給付費の還付金という事で、分けさせて頂いておりますがその還付金と言いますのは、精算業務によって余分に入ってきた部分を返還するものでございまして、実質平成13年度に余剰金として積立するのが852万4千円という事での決算になっております。

○7番（橋場 守議員）後で聞きます。

○議長（吉田好宏議長）はい、質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第12、議案第59号 平成13年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第59号 平成13年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成13年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第1号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１３、議案第６０号 平成１３年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）平成１３年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成１３年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１３年６月２１日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第１号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。７番。

○７番（橋場 守議員）再度申し上げますので、特別委員会の報告についての時の討論と同じ事であります。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第６０号は、原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(挙 手 多 数)

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１４、議案第６１号 平成１３年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）平成１３年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成１３年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１３年６月２１日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第１号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）前議案と同様に反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(挙 手 多 数)

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成12年度一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成13年6月21日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、別紙計算書等説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。日程第15を、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本報告は、報告のとおり受理することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）次に日程第16、報告第2号 株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第17、報告第3号 沼田町土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第18、報告第4号 財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを、一括議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程１６、１７、１８を一括して議題とすることに決しました。それでは、日程１６、１７、１８を一括して議題と致します。

本件はそれぞれ報告事項で、内容の理解を頂いたものと存じます。よって、本件の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。日程１６、１７、１８を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本報告３件は、報告のとおり受理することに決しました。暫時休憩いたします。

１５時３７分 休憩

１５時３８分 再会

（議事日程の追加について）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、陳情第１号、外１件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第１９陳情第１号。義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する陳情について。日程第２０、請願第１号 新たな農業経営政策の確立の関する要望意見書についての請願について。以上、日程に追加することに決しました。

（陳情の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第１９、陳情第１号。義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する陳情を議題と致します。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第１号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮りします。提案者より

説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。陳情第1号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第20、請願第1号 新たな農業経営政策の確立の関する要望意見書についての請願についての請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は採択すべきものと決しました。暫時休憩致します。

15時43分 休憩

15時44分 再会

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。ただいま、採択された陳情等に伴う意見案7件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第21、意見案第4号、義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する要望意見書（案）。日程第22、意見案第5号 「新たな農業経営政策の確立」等に関する要望意見書（案）。日程第23、意見案第6号 新たな「森林・林業基本法」の内容充実と早期成立を求める要望意見書（案）。日程第24、意見案第7号 雇用対策の強化を求める意見書（案）。日程第25、意見案第8号 地域医療支援機構の創設に関する意見書（案）。日程第26、意見案第9号 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書（案）。日程第27、意見案第10号 地方交付税の削減反対等に関する意見書（案）。以上、日程に追加する事に決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第4号から意見案第10号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第4号から第10号は一括して議題とすることに決しました。

日程第21、意見案第4号、義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する要望意見書（案）から、日程第27、意見案第10号 地方交付税の削減反対等に関する意見書（案）までを、一括して議題いたします。

提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）一括ですけどやはり、ひとつひとつ疑問があるので、しなきゃならないと思います。実は、新たな農業経営政策の確立等についての要望意見書の中にですね、この中で言われている例えば1で、記の中の1の中に、新たな農業経営政策として主業農家等と書いてあるんですよ。この主業というのは主な農家の事でありまして、実は政府自民党が進めているのはこれからの農業政策の中で、経営所得安定対策の農業政策の中で、今40万戸の農家を対象にして減らしてしまうという事なんですよ。道内の農家6万戸の中で、1万4千戸程度に限定してしまうという事なんですよ。ですからこの主業農家という事でなくて、全ての農業を続けていきたいという農家に対して、こういう政策をすれというんであれば私は分かるんですけども、この主業農家という事が入るために国のやっている農家をどんどん、要するに兼業農家やなんかをね、潰してしまうという方向の農業政策に合致してしまうんです。そうすると、やはりみんなが日本の農業を守ろうと思っている意図と

は反対の方向に運動を促進してしまうっていう結果になると思うんです。そういう意味から、これはちょっとやはり、主業農家という言葉は訂正して頂けないかなと思います。

それから、2番目、②ですね。農産物の市場価格の著しい変動に伴う主業農家、ここも主業農家への影響を緩和するため、経営を単位とする収入金保険制度の創設をしてほしいという事なんですけれども、国が価格補償で進めるのは、要するに国が金出さないで、農家同士で共補償すれという事なんですよね。そういう方向に益々道を強めていくような感じが受けてならない訳です。

この中に例えば、米の何かについてですね、市場に全て農産物の価格を任せてしまうような格好になった中で、価格値幅制限法というのがあったのを、これもなくされましたね。こういうやつに対する要望が入っていませんですよ。そういう事で、私はまあ、7番目に農業の国際化に対応し、輸入農産物との競争力とを高めるため、農業生産資材価格の引き下げや、規制緩和。あの規制緩和というのは、これ農家にとっては大変な事なんですよ。この規制緩和をどんどん進めていくと、要するにあの、会社が入ってきてね農地を取得して、農業を続けていくというような、そういう方向に、農業を守る方向でなくて益々農家を変えていくような、そういう道を開く中身になるんじゃないかと、こういう事でこれはちょっと規制緩和というのはまずいんじゃないかなと思うんですけれども、こういうのを訂正していただければ私は賛成を致しますけれども。

○議長（吉田好宏議長）この案件につきましては、紹介議員が室田議員になってございますので、室田議員の方から答弁させます。

○3番（室田俊朗議員）3番。室田でございます。今、橋場さんの方からそれぞれ対策等について色々ご質問ありました。まあ橋場先生も、常日頃ですね農業にご理解を戴いておりまして、十分ご理解を戴いたのかなと思った訳でございますけれども、多少意見の総意がございますので私、紹介議員という事でございますけれども、多少説明をさせて戴きたいと思います。

今、橋場先生言われたように、それぞれ国の直接補償方式がまさにこの8月に提出されようとしております。しかしその中身についてはですね、今だこう具体的にはなっておりませんし、まあ橋場さんが言われたように我々農民の意向も十分に取組んだ形になっていないような情勢が流れているところでございます。そういった中で、いま道の農民連合また、空知の農民連合もですね、独自の形という事で今運動を展開しておりまして、各単組、例えば沼田、秩父別だとかそういうところに今、聞き取り調査に入っておりまして、実際に農家の意見を実際に聞いてですね、どういう方向にして持っていくのかという事で、検討している段階でございますし、その根本がここに書いてあります7点の政策でございまして、国が言うにはあくまで

も40万戸なのか50万戸なのかそこまでの補償しかないという事と、その補償のやり方についても、作物で補償するのか、または経営固体として補償するのか、その結果も出ておりませんし、そういった面で今回この農民組織の中では所得に対して、また経営改善に対する補償をしてくれという事で運動しておりますし、また、その中で対象農家を環境保全の関係、広域的な環境の関係もありますので、全農家を対象にしてくれという運動もしておりますので、そういった面では今橋場さんの言われた意見とほぼ一致するような、橋場さんの言われた事はこの農民協の要請の中に入っているのではないかと思いますので、そういった面で橋場さんに御理解戴きたいなと考えております。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）その他ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）いえ私はこの、主業農家という言葉をやはり全農家というふうに変えられなものだろうかと思んですよ、やはり、でも主業農家という。これにはついていないしょ。ここの中には。それでね、これはねようするに要望意見書がこれだから。

○議長（吉田好宏議長）ちょっと休憩をします。

15時54分 休憩

15時56分 再会

○議長（吉田好宏議長）それでは、再会を致します。意見案第4号から、意見案第10号を一括して採決致します。お諮り致します。原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

○7番（橋場 守議員）あのね、意見あるのにさ。私、意見あるといっているんですよ。

○議長（吉田好宏議長）ちょっと休憩します。

15時57分 休憩

15時57分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。7番、意見。

○7番（橋場 守議員）はい、農民連のね考え方はそういう事だという事でありますから、これは仕方がないんでありまして、ただ私はね、やはり日本農業を守るという上では、兼業農家であろうとなんでであろうと本当に日本の食糧生産のために頑張っている訳なんです。労働力がないとか色んな、後継者が無いという事で、やむなく出稼ぎやったり兼業的な事をやってやらざるを得ないような状況になっているんですね。もしそこに本当に価格の補償がきちっとされれば、後継者が来るかも分らない訳ですよ。それをね、主業農家を助けるという事でやると、結局そういう

所にも後継者が来るといふ道を途絶えてしまうような格好になるので、私はやはり全農家を対象として日本農業という形で、主業者だけが日本農業やっている訳ではないので、本州の方と同じだから困るなんというではなくて、本州の方は本州の方できちっと対策を立ててもらふ事をやっていると思うし、北海道は北海道のその主業でない人達も含めてやろうという事であれば良いんですよ。

私達あの九州の方へ視察に行きました。別な事で、そうすると棚田があるんですよ。ずうっとね。それこそ。ところがこれを見て、こんな形で米作るから、北海道の農業は減反させられるのだという意見を言う人もいたけれども、実際には国土保全という事からいうと、その棚田が本当に大変大切な役割を果たしているんですね。そうすると、小さい農家だとか、大きい農家だとか関係無いんですよ。日本農業を守るといふ上では全農業、農業をやりたいという人に支援をするといふ事は私は議会としては決議すべきだと、こういうふうに思っています。そういう点で、反対する訳にはいかないんで。反対すると全部一括審議ですからね。それで、そういう意見を述べましておきます。

○議長（吉田好宏議長）他に、ご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。意見案第4号から意見案第10号までを一括して採決致します。お諮り致します。

本案は原案どおり、関係機関に提出する事に決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、関係機関に提出する事に決しました。暫時休憩致します。

15時59分 休憩

16時00分 再会

（日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。特別委員会の設置について、議長よりお諮り致します。この際、本件を日程に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第28、発議第2号。産業振興特別委員会の設置についてを日程に追加することに決しました。

（特別委員会の設置）

○議長（吉田好宏議長）日程第28、発議第2号、産業振興特別委員会の設置につ

いてを議題と致します。この際、本案の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。発議第2号は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。お諮り致します。

ただいま、設置されました産業振興特別委員会委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員は議長が指名することに決しました。お諮りいたします。本特別委員会の委員に、1番久保議員、委員長、2番 野議員。副委員長。5番中村議員、10番山木議員、11番谷口議員を指名致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は以上の通り、選任することに決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成13年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時02分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員